

学校内サロン推進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 学校内サロン推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、学校施設内に、生徒が気軽に立寄ることができる居場所（以下「学校内サロン」という。）の開設、運営に対する補助金に関し、必要な事項を定めることにより、学校という青少年に身近で安全な環境において、様々な大人が関わりながら、安心して自己開示や意見表明ができる取り組みを行う民間団体を支援し、自分の意見を表明できる子ども・若者の育成を図ることを目的とする。

(対象団体)

第3条 補助金を受けることができる団体は、次条に定める対象事業を実施するNPO法人、社会福祉法人、その他団体で、児童の支援に資する福祉活動の1年以上の活動実績を有する団体とする。

- 2 前項に規定する団体であっても、代表者又は役員等が名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である、又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合には、補助金を受けることができない。
- 3 第1項及び第2項により規定する団体が、複数の学校において次条に定める対象事業を実施する場合には、事業ごとに補助金を申請することができるものとする

(対象事業)

第4条 この要綱に定める補助金の対象事業は、対象団体が実施する、次に掲げる要件を満たす学校内サロンとする。

- (1) 名古屋市立の高等学校で概ね月1回～2回程度開催すること。（長期休校中は開催しないことができる。）
- (2) 学校内サロン開催中は、原則3名以上の運営スタッフを配置し、最低1名は会場内に常駐すること。
- (3) 生徒同士や運営スタッフ等との交流促進を図ること。
- (4) 運営スタッフは、生徒の気持ちを受け止め、意見表明を促す活動を行うこと。
- (5) 必要に応じて学校と定期的な情報交換の場を設け、生徒の状況を共有すること。
- (6) 活動を通じて、宗教、政治、営利の活動を行わないこと。

(対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、対象団体が実施する学校サロン実施に要する経費のうち別表1に掲げる経費とする。

(補助金の基準)

第6条 補助金の額は、別表2に掲げる1回あたりの補助基準額を適用し、区分ごとに算出した合計金額と、事業に要する経費の金額とを比較して低い金額を上限額とし、予算の範囲内において決定する。実施回数については、24回（令和3年度については18回）を上限とする。

2 補助対象学校数は、本市の予算内で、市長が別に定める数とする。

3 補助対象期間は補助金交付決定から翌年3月末までとする。

(申請手続)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書（第1号様式）に当該補助事業に係る事業計画書、予算書、学校内サロン設置協力校確認書及び児童の支援に資する福祉活動の1年以上の活動実績がわかる資料（以下「申請書等」という。）を添えて、事業開始前に市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、申請書等を審査の上、補助金の交付及びその額を決定し、交付決定通知書（第2号様式）により団体に通知する。この場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するために必要と思われる条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定に基づき補助金の交付申請を取り下げ場合は、前条に定める通知を受領した日から15日以内に、その理由を記載した書面を市長に提出しなければならない。ただし、次条により補助金の交付を受けた後においては、申請の取り下げを行うことはできないものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、当該補助金の交付決定後速やかに交付する。補助金の交付に関しては、規則第17条に基づき、概算払いで交付するものとし、事業終了後に精算するものとする。

(補助事業内容の変更等)

第11条 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助金の交付を受けた団体は、速やかに市長に報告し、補助金変更交付申請書（第3号様式）に変更後の事業計画書及び予算書（以下「変更申請書等」という）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に基づく申請があったときは、変更申請書等を審査の上、補助金の変更金額を決定し、変更交付決定通知書（第4号様式）により団体に通知する。

(実績報告書の提出)

第12条 補助金の交付を受けた団体は、事業終了後速やかに、実績報告書（第5号様式）に事業報告書及び決算書を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の報告を受けたときは、実績報告書の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された

条件に適合すると認めるときは、第9条の規定により交付した補助金額の範囲内で補助金額を確定し、確定通知書（第6号様式）によりに補助金の交付を受けた団体に通知しなければならない。補助金の確定にあたっては、第9条の規定により交付した補助金額（ただし、第11条第2項により補助金の変更を行った場合はその金額）と、実際にかかった経費（補助金対象経費に限る）から寄付金等の金額を除いた金額とを比較し、低い金額とする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金額が確定した場合において、第9条の規定により交付された補助金に残額が生じている場合は、補助金の交付を受けた団体に返還を命ずるものとする。

2 補助金の交付を受けた団体は、前項の規定による命令を受けた時には、速やかにこれを返還しなければならない。

（証拠書類の整備）

第15条 補助金の交付を受けた団体は、補助事業に係る書類を整備し、これらの書類を5年間保存しなければならない。

（調査に対する協力義務）

第16条 補助金の使途等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、補助金の交付を受けた団体はこれに協力しなければならない。

（補助金交付決定の取消し等）

第17条 市長は、規則第9条第1項若しくは第2項又は第18条第1項以外で次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）当該年度内に補助事業を完了しなかったとき。

（2）補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止したとき。

（3）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、交付（取消・一部取消）決定通知書（第7号様式）により、補助金交付団体に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

4 補助金交付団体が前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときに納付すべき加算金及び延滞金の額は、規則第20条第1項及び第4項の規定による。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、子ども青少年局長が別に定める。

この要綱は、令和3年6月8日より施行する。

別表 1（第 5 条関係）

費 目	内 容
人件費	運営スタッフの人件費、アルバイト賃金、講師への謝礼、ボランティア謝金 等
事業費 ・ 事務費	消耗品費（用紙、文具、ボードゲーム、飲み物等） 交通費 印刷製本費（チラシ印刷等） 通信運搬費（電話代、郵送料等） 保険料（ボランティア保険等）

人件費については、全体経費の 7 割を目処とすること。

別表 2（第 6 条関係）

開催時間	区分 1	区分 2		区分 3	
	〔 ～ 2 時間程度 通常の放課後 等を想定 〕	〔 3 ～ 5 時間程度 保護者会等 の放課後を想定 〕		〔 6 ～ 8 時間程度 学校行事等で 1 日を想定 〕	
1 回あたり 補助基準額	40,000 円	2 時間超 ～ 3 時間	50,000 円	5 時間超 ～ 6 時間	80,000 円
		3 時間超 ～ 4 時間	60,000 円	6 時間超 ～ 7 時間	90,000 円
		4 時間超 ～ 5 時間	70,000 円	7 時間超	100,000 円

区分 2 の適用回数は、全体の開催数の 5 割（端数が生じた場合は切り上げ）を上限とする。

区分 3 の適用回数は、全体の開催数の 2 割（端数が生じた場合は切り上げ）を上限とする。